

大太鼓の館改修基本設計業務

公募型プロポーザル審査委員会設置要領

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

大太鼓の館改修基本設計業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

1. 目的

大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、当該業務の発注に係る実施要領及び仕様書に基づき提出された業務実績及び企画提案について、公平かつ適正に審査し、最も優れていると認められる事業者を選定する。

2. 構成

審査委員会は、本市職員及び外部学識経験者で構成する。

3. 審査

審査委員会による審査は、「大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル審査要領」に基づく二段階審査方式で行うものとし、一次審査は応募者からの提出書類により通過者を選定し、二次審査は一次通過者によるプレゼンテーションにより契約候補者及び次点者を選定する。

4. 発注先の決定

審査委員会で選定した事業者については、契約候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。

5. 審査委員会事務の担当

審査委員会の庶務は、北秋田市観光文化スポーツ部観光課が所管する。